

仕様書

1 件名

令和 8 年度東大阪都市清掃施設組合発電電力売却

2 予定売却電力量

28, 404, 941 kWh (詳細は別紙 1 を参照)

売却対象は本組合の余剰電力のうち非再生可能エネルギー電気相当電力量のみとする。

3 契約期間

令和 8 年 4 月 1 日 0 時から令和 9 年 3 月 31 日 24 時まで

4 履行場所

東大阪市水走四丁目 6 番 25 号 東大阪都市清掃施設組合

5 受給地点、電気方式、周波数、標準電圧、受電方式

- | | |
|----------|--------------------|
| (1) 受給地点 | 東大阪市水走四丁目 6 番 25 号 |
| (2) 電気方式 | 交流三相 3 線式 |
| (3) 周波数 | 60 Hz |
| (4) 標準電圧 | 70, 000 V |
| (5) 受電方式 | 本線・予備線方式 |

6 発電設備

東大阪都市清掃施設組合では第四工場と第五工場でそれぞれ一般廃棄物の焼却による廃熱を利用した汽力発電を行っており、第五工場では太陽光発電も行っている。

各工場の発電設備の詳細については下記のとおり。(系統図は別紙 2 参照)

(1) 第五工場 (焼却施設)

- | | |
|-----------|--------------------------|
| 1) 発電設備区分 | バイオマス発電設備 |
| 2) 設備名称 | 東大阪都市清掃施設組合第五工場第 5 号発電設備 |
| 3) 燃料 | 一般廃棄物 |
| 4) 設備 ID | R830835E27 |
| 5) 発電出力 | 15, 600 kW |
| 6) 認定日 | 平成 26 年 10 月 1 日 |

(2) 第五工場 (太陽光)

- | | |
|-----------|------------------------|
| 1) 発電設備区分 | 太陽光発電設備 (10 kW 以上) |
| 2) 設備名称 | 東大阪都市清掃施設組合第五工場太陽光発電設備 |
| 3) 燃料 | 太陽光 |
| 4) 設備 ID | A863250E27 |
| 5) 発電出力 | 20 kW |
| 6) 認定日 | 平成 26 年 10 月 22 日 |

(3) 第四工場 (焼却施設)

- | | |
|-----------|--------------------------|
| 1) 発電設備区分 | FIT 対象外発電設備 |
| 2) 設備名称 | 東大阪都市清掃施設組合第四工場第 1 号発電設備 |
| 3) 燃料 | 一般廃棄物 |
| 4) 設備 ID | なし |
| 5) 発電出力 | 3, 500 kW |

7 責任分界点について

一般送配電事業者との財産責任分界点及び保安責任分界点は第五工場特高受変電室内にある一般送配電事業者の 70 kV 地中電線路立上り電纜終端箱である。

8 バイオマス比率について

第五工場バイオマス発電設備における直近 1 年間のバイオマス比率は別紙 4 のとおり。

9 契約条項

- (1) 発電電力売却契約書（案）のとおり。
- (2) この契約は、落札者となる小売電気事業者が、本組合の発電設備から供給する余剰電力のうち、非再生可能エネルギー電気相当電力の全量を買い取るものとする。
また、本組合の発電設備から供給する余剰電力のうち、再生可能エネルギー電気相当電力は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再エネ特措法」という。）第 16 条に基づく特定契約により、一般送配電事業者に同法で定める固定価格で売却するため、本仕様の予定売却電力量には含まれない。
- (3) 契約金額（単価）には、発電インバランス単価が含まれているものとし、別途インバランス精算は発生しないものとする。
- (4) 託送料金の発電側課金については、一般送配電事業者の定める発電量調整供給契約等に基づくものとし、発電側課金の支払いは電力量料金との相殺処理を行わず、個別請求によるものとする。
- (5) 契約の締結については、別に示す発電電力売却契約書(案)を基本に本組合と協議のうえ、電気事業法、再エネ特措法等を勘案した契約書を作成し、締結するものとする。
なお、東大阪都市清掃施設組合及び落札者となる小売電気事業者は、契約に伴い一般送配電事業者との間で必要となる手続き（発電量調整供給兼基本契約申込書等）を速やかに行うものとする。
- (6) 落札後、電気事業法、再エネ特措法等の内容が変更になり、仕様書、発電電力売却契約書（案）に齟齬が生じる場合は、本組合と協議のうえ、契約金額（契約単価）を除き内容を見直すものとする。

10 入札について

(1) 入札時における料金単価

料金単価として記載する金額は、予定売却電力量に対する電力量料金の料金単価（0.01 円単位で設定する 1 kWh 当たりの単価。ただし、料金の設定区分に応じて单一の単価とし、消費税及び地方消費税相当額を含む。）を記載すること。

(2) 入札額の算出式

入札額については下記の 1)、2)、3) の合計とする。なお、各時間帯の区分算定については発電電力売却契約書（案）に基づくものとし、各時間帯区分における予定売却電力量については別紙 1 を参照すること。

- 1) 重負荷時間帯電力量と重負荷時間帯電力量の料金単価を乗じた額の 1 円未満切捨て
- 2) 昼間時間帯電力量と昼間時間帯電力量の料金単価を乗じた額の 1 円未満切捨て
- 3) 夜間時間帯電力量と夜間時間帯電力量の料金単価を乗じた額の 1 円未満切捨て

1.1 環境価値について

- (1) 落札者が買い取る電力について、非 FIT 非化石価値は全て落札者に帰属するものとする。
- (2) 本組合は電事法上の発電事業者であるが、日本卸電力取引所の非化石価値取引会員ではないため、非 FIT 非化石電源に係る認定業務の一切は落札者にて行うこと。
- (3) 本組合は落札者の求めに応じ、非 FIT 非化石価値の電力量認定手続きに必要な情報を速やかに提供するものとする。
- (4) 第四工場においては毎月のごみ質分析を実施しないため、全量を「再エネ指定なし」とすること。

○令和 8 年度月別予定売却電力量

	売却対象				売却対象外（参考） 再生可能エネルギー 電気相当電力量 (kWh)	
	非再生可能エネルギー電気相当電力量 (kWh)					
	重負荷時間帯 電力量	昼間時間帯 電力量	夜間時間帯 電力量	小計		
令和 8 年 4 月	0	1,552,565	1,897,152	3,449,717	3,527,173	
5 月	0	1,249,537	2,074,054	3,323,591	3,398,209	
6 月	0	898,208	989,442	1,887,650	1,926,040	
7 月	697,106	729,024	1,590,557	3,016,687	3,078,323	
8 月	341,665	371,172	902,833	1,615,670	1,638,786	
9 月	331,490	355,959	837,237	1,524,686	1,497,314	
10 月	0	1,588,541	1,755,226	3,343,767	3,405,023	
11 月	0	1,456,870	1,839,402	3,296,272	3,370,298	
12 月	0	1,621,024	1,683,820	3,304,844	3,379,056	
令和 9 年 1 月	0	650,204	784,544	1,434,748	1,466,982	
2 月	0	201,936	240,213	442,149	293,981	
3 月	0	842,307	922,853	1,765,160	1,801,020	
合 計	1,370,261	11,517,347	15,517,333	28,404,941	28,782,205	

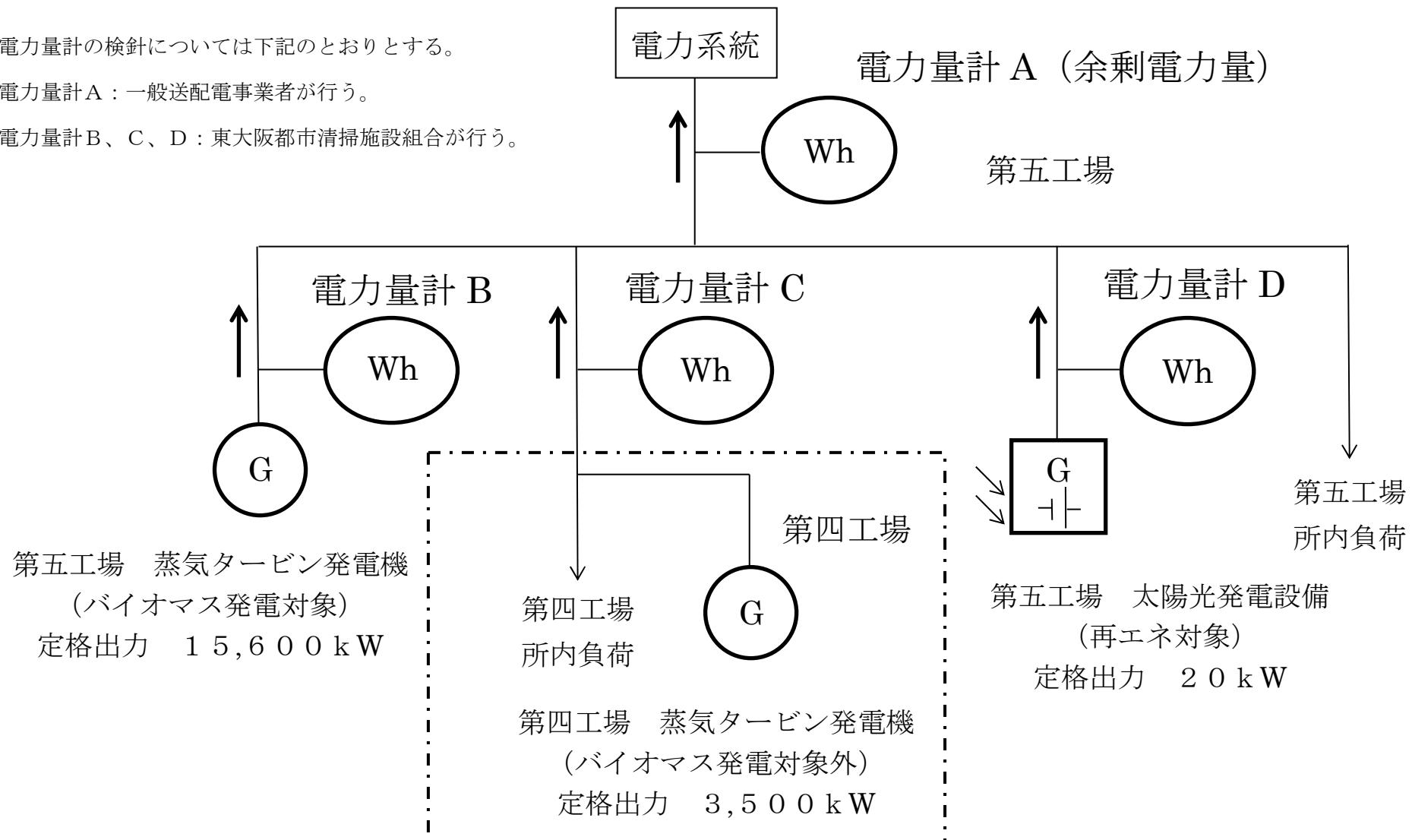
※バイオマス比率については 50.555%（別紙 4 に示す実績平均値）で算出しています。

○電源系統について

各電力量計の検針については下記のとおりとする。

電力量計 A：一般送配電事業者が行う。

電力量計 B、C、D：東大阪都市清掃施設組合が行う。



○各発電設備による余剰電力量の算出方法について

「30分毎の余剰電力量 A [kWh]」を「第五工場バイオマス発電設備の1ヶ月合計発電電力量 B [kWh]」、「第五工場太陽光発電設備の1ヶ月合計発電電力量 D [kWh]」、「第四工場から第五工場への1ヶ月合計逆潮流電力量 C [kWh]」及び「第五工場のバイオマス比率 E」による按分計算にて各発電設備毎の余剰電力量を算出する。

1) 第五工場太陽光発電設備の余剰電力量

$$\text{太陽光発電設備の按分比率} = \frac{D}{B + C + D} \quad (\text{小数点第4位で四捨五入}) \dots \quad ①$$

$$\text{太陽光発電設備の余剰電力量} = A \times ① \quad (\text{小数点第1位で四捨五入}) \dots \quad ②$$

2) 第五工場バイオマス発電設備(バイオマス部分)の余剰電力量

$$\text{バイオマス発電設備の按分比率} = \frac{B}{B + C + D} \quad (\text{小数点第4位で四捨五入}) \dots \quad ③$$

$$\text{バイオマス発電設備の余剰電力量} = A \times ③ \quad (\text{小数点第1位で四捨五入}) \dots \quad ④$$

$$\text{バイオマス発電設備(バイオマス分)の余剰電力量} = ④ \times E \quad (\text{小数点第1位で四捨五入}) \dots \quad ⑤$$

3) 第五工場バイオマス発電設備（非バイオマス部分）の余剰電力量

$$\text{バイオマス発電設備（非バイオマス分）の余剰電力量} = ④ - ⑤ \cdots ⑥$$

4) 第四工場から第五工場への逆潮流分の余剰電力量

$$\text{第四工場から第五工場への逆潮流分の余剰電力量} = A - ② - ⑤ - ⑥$$

○令和6年度のバイオマス比率実績値（令和6年4月から令和7年3月まで）

	バイオマス比率 (%)
令和6年 4月	61.545
5月	56.104
6月	49.852
7月	53.996
8月	49.734
9月	40.536
10月	55.166
11月	54.034
12月	45.768
令和7年 1月	47.087
2月	41.948
3月	50.886
平均値	50.555